

きりしん後見制度支援預金

（2023年7月3日現在）

1. 商品名（愛称）	「きりしん後見制度支援預金」
2. ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の交付を受けた成年後見人、または、未成年後見人の方。 ※指示書を後見人が持参して口座開設を行います。 ※保佐人、補助人、任意後見人は対象外となります。
3. 預入期間	期間の定めはありません。
4. 販売期間	期間の定めはありません。
5. 販売総額	金額の定めはありません。
6. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき、随時お預け入れいただきます。 1円以上、預入金額に制限はありません。 1円単位
7. 払戻方法	・家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき、一時金交付または定期交付金の形で行います。 ・口座開設店窓口でのみ、払戻できます。キャッシュカードの発行及び僚店取引はできません。 ・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利 毎日の店頭金利（スーパー定期 300 万円未満・期間 1 年もの）を適用します。 毎年 2 回（2 月・8 月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 （ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。） 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位 100 円とした 1 年 365 日とする日割計算とします。
9. 税金	20%（国税 15%、地方税 5%） ※ 2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税（0.315%）が追加課税されます。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	定期交付金の支払手段として、定額自動送金または定額自動振替サービスが利用できます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
12. 中途解約時の取扱い	家庭裁判所の「指示書」による口座解約手続きが必要となります。 解約金の現金支払は不可とし、解約金は後見人が管理する被後見人口座へ入金します。
13. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利表示ボード、窓口、ホームページでご確認ください。

次頁へ続きます

14. 本商品の特徴	・総合口座の取扱いはできません。 ・給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。 ・振込によるご入金、は、できません。 ・家庭裁判所の「指示書」の指示日から3週間を経過している場合は、取扱いできません。 ・被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続きが必要となります。
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
16. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）